

# 大学大衆化時代における看護教育大学化に関する課題

本多 祐子 (honday@sonoda-u.ac.jp)  
[武庫川女子大学]

The issue about the advancement of university education on nursing in the age of university popularization

Yuko Honda

Graduate School of Clinical Education, Mukogawa Woman's University, Japan

## Abstract

This paper concerns a study to discover themes in nurse's education, which has noticeably become a university subject in Japan. In recent years universities are becoming increasingly open. In this paper, what was considered to be important to education during the early era of a nurse's higher-education is given a hermeneutic analysis based on gathered materials, and the points which should be acknowledged as problems will be shown.

In the early stage of university education, humanity education was considered as more important than specialized job training. However, today, in order to increase nurse's social status and people's understanding about nurses, expertise is more pursued. In the study to become a nurse, human existence was broken up in order to systematize the study, and it specialized in a holistic form of human understanding or thought processes from one's unique viewpoint. If people who wish to be nurses can only receive an education which is biased towards a holistic form of human understanding or thought processes which are taught only through the filter of expertise, this will mean that these people can not receive a satisfactory education as holistic human beings. Thus, this is a paradox, and this will not lead to a real holistic understanding of human beings. Today's education for nurses faces a situation in which nurses who are supposed to contribute to people and society are lacking in the social knowledge of their patients.

When a new university system was created in the past, the institution for higher education for nurses was expected to nurture "women with education and elegance," and virtue as a human being was taught, while one was being trained for one's job. In addition, the academic spirit as well as the broad range of education other than in specialties had importance laid on it. A human education through a cultured professional education was aimed at, but this didn't mean a kind of job training.

It is important for the field of nursing to seek expertise and to aim at being a profession, but academic study in nursing doesn't exist only as job-training. If a nurse is to be nurtured at a university, the aim has to be to nurture "a cultured professional" through the cultivation of the academic spirit. For this, educators themselves are expected to have a higher and a broader range of sophistication in an environment where they can be conscious that they have a holistic existence. And also, while they seek for specialties, they are expected to provide their students with an environment where they can learn more than such specialties.

At universities which are becoming more open we must give serious thought towards how to carry out education that provides for "a cultured professional" and character formation within the paradox of seeking specialties and character formation. I propose this as the theme of this essay.

## Key words

holistic education, noblesse oblige, academic mind, general education

## 1. はじめに

大学大衆化時代といわれる昨今、大学の受験生獲得競争が激しい。電車や新聞などで目にする大学の広告では、入試方式の工夫による受験のしやすさや、取得できる資格、資格試験合格率や就職率の高さを宣伝していることが多い。しかし、大学とは何か、その存在意義を考え直してみるならば、このような現状に違和感を抱く者は少なくないであろう。一方、科学技術の高度化、複雑化に伴い、様々な職業が専門職化の傾向にある。特に1990年代以降に大

学が多数増設された看護分野においては、その傾向が顕著である。少子高齢化社会の中で看護は社会からの大きな期待を受けていると同時に、この職業集団は質の高い専門職者を送り出そうと、近年急速に大学教育化を進めてきた。そして、大学教育化することで確固たる専門職を目指す看護職業集団と、受験生を獲得したい大学側の都合が合致する。一見何の問題もないように見受けられるこの状態は、はたしてそうと言い切れるのだろうか。なぜ筆者がこのような疑問を抱くに至ったのかといえば、資格取得、受験者数の確保といった表層的な面が合致しているのであって、人を支援するための人間として、深層的な部分での教育が十分になされ得るかどうかを考える余地があると思われるからである。このような動機から筆者は、現代におけ

る看護師の大学教育化に伴う課題を考究したいと考えるに至った。本稿では我が国の看護高等教育発足当時の状況を探り、大学とは何を身につける場なのかということを考究していく。そして、大学自体が大衆化しつつある現代の、看護師養成にまつわる課題を提起する。問題の直接的な解決を図るのではなく、解釈学的に事実を分析することを通して、問題を発見すること自体を本稿の目的としている。

なお、本文中の「看護婦」「看護師」の表現については、2002年「看護婦」の名称が「看護師」に変更されたことを踏まえ、変更前の事実や固有名詞などに関しては「看護婦」、変更後の事実や、変更前後にわたるこの国家資格を有する人を指すところでは「看護師」の表現を用いた。また、「看護系大学」という表現は、単科大学、大学の学部、学部内の学科のいずれかにおいて、保健師助産師看護師学校指定規則に則ったカリキュラムを有する大学、学部、学科を総称して用いた。

## 2. 看護教育高等教育化の経緯

### 2.1 歴史的経緯

我が国の公式の看護婦養成教育機関は、1885年より何校かが設立されていたが、時代背景から長く続かなかつた。1890年、日本赤十字社看護婦養成所で救護（戦時・災害）看護婦の養成が開始された頃より各地に看護婦学校が続出してきてきたのであるが、その殆どは、病院（私立）に付属し、病院で看護法を学ぶという徒弟制度であった。1920年、我が国ではじめての看護婦の高等教育として聖路加国際病院に聖路加国際病院高等看護婦学校が設けられた。高等女学校卒業者に3年の修業年限で1927年に聖路加女子専門学校として認可され、3年課程の本科と1年の研究科をもつ専門学校が開始された。1935年には修業年限が4年に延長され研究科は廃止となっている。当時の聖路加女子専門学校の学科目には、我が国の他校にはみられない「看護婦養成学校教授法」、「看護婦養成学校管理法」が置かれており、同校が看護教員の養成機関の役割をも果たしていたことがわかる。そして、1952年に初の4年制看護系大学が高知女子大学に誕生した。その後の大学数は1992年までに14校へ、短期大学は1990年前半頃までに50校程度まで増設されたが、その数は正・准看護婦養成所全体の1割程度にも満たず、20世紀後半の看護婦養成の殆どは専門学校でなされてきた。看護婦の労働条件は劣悪で、数々の運動がなされた結果、看護職者の職場拡大等による需要増大の予測への対策として1992年に「看護婦等人材確保の促進に関する法律」が公布された。また「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が告示された。ここには看護婦の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進などの指針が盛り込まれており、これを機に資質の高い看護婦等の養成に向けて、教育制度の見直し、看護婦等をめざす学生の確保、看護教員養成の在り方、看護系大学・大学院の整備充実に関する考え方が打ち出された。医学・医療の進歩・発展に伴う高度化・専門分化等に十分対応し得る看護の専門的知識・技術と豊かな人間性や的確な判断力を有

する資質の高い看護婦等を大学において養成することが社会的に要請され、また、看護教育の充実と教員等指導者の養成を図る観点から、看護系大学・大学院の整備充実をいっそう推進していく必要があると社会的要請を受けてのことである。こうした経緯から、我が国の看護系大学は2006年までに145校にまで増設された。

看護教育の大学化の背景には、法律上の業務独占や専門性の曖昧さがある。すなわち、保健師助産師看護師法で看護師は「厚生労働大臣の免許を受けて傷病者や褥婦に対する療養上の世話または診療の補助をなすことを業とするもの」と位置づけられているが、「療養上の世話」の意では、介護との境界も、どこまでの世話を指すのかも曖昧で、名称独占となる。また「診療の補助」の意では、医師の指示下の医療行為には免許が必要である反面、看護師の自律性を欠くという業務独占範囲の曖昧さがある。しかし、看護の本質は非常に奥深く、おかれた状況下で看護を担ってきた先人達は、その職務と教育は専門的知識に基づいて専門的になされる必要性が高いものと認識し、独自の専門性を明確化して、それを学問として体系化してきた。社会的地位が低くみられてきた歴史的背景も加わり、看護界は現在も専門性の追求とその教育に邁進している。

### 2.2 「看護婦等人材確保の促進に関する法律」について

前節では、「看護婦等人材確保の促進に関する法律」および「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が看護系大学急増の契機となったことを述べた。では、この法律にはどのような意図が組み込まれているのか。本節ではこの点について法律の引用と考察を試みた。

平成4年6月26日に交付（平成17年6月29日最終改正）された「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の目的は、第1条に次のとおり記されている「この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、看護師等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本指針を定めるとともに、看護師等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等を、看護に対する国民の関心と理解を深めることに配慮しつつ図るための措置を講ずることにより、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資することを目的とする」。また、この中で「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」を定めなければならないとし、第3条の3には、次のようなことも記されている「当該看護師等が適切な処遇の下で、自信と誇りを持って心の通う看護を提供することができるように、看護業務の専門性に配慮した適切な看護業務の在り方を考慮しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応した均衡ある看護師等の確保対策を適切に講ずることを基本理念として定めるものとする」。

すなわち、国民が看護を受ける場所に質の高い看護職を確保することによって、国民の保健医療の向上に努めようというものである。この論理では、公共の福祉に貢献する法律となることが理解できる。しかし同時に、「国民の理解と関心を深めることに配慮しつつ」ともあり、同指針の中でも「国民の理解の向上」の項に次のように記されている「看護師等の確保を進める上で、医療関係者をはじめ広く国民一人一人が、傷病者のお世話を『看護』の重要性について理解と関心を深めることを通じて、国民全体の理解を進める必要がある。これにより、看護を専門とする看護師等の社会的評価の向上も期待され、看護師等の業務への誇りと就業意欲の向上につながるとともに、看護師等を志望する者の増加により看護師等の確保に資することが期待される」「行事の開催等を通じ、傷病者等をお世話することの大切さを広く国民が再認識するための運動を展開することが効果的であり、その際、国民においても、広く看護に親しむ活動に参加することが望まれる」。また「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第7条においても、「国民は、看護の重要性に対する関心と理解を深め、看護に従事する者への感謝の念を持つよう心がけるとともに、看護に親しむ活動に参加するよう努めなければならない」と国民にまでその責務を課している。看護に対する国民側の感謝の念や理解を強要するような表現があることに違和感を抱くのは筆者だけであろうか。

さらに、基本指針において「資質の高い看護師等の養成」の必要性を挙げ、「教育制度の見直し」「看護師等をめざす学生の確保」「看護教員等養成の在り方」「看護系大学・大学院の整備充実」がそれぞれ示されている。その内容を要約すると、次のとおりである「高学歴化、少子化が進んでいることから、看護師等の希望者確保の意味で、職業資格とその教育の魅力を高めていく必要がある。学生の高学歴志向を踏まえ、看護師3年課程の整備や看護師2年課程の整備等を図っていく必要がある。意欲のある若年層の志願者を得るためには、看護の魅力を積極的に若年層に伝える対策が必要であり、国、地方公共団体や各教育機関、看護師等自身又は職能団体自身による啓発活動も重要である。また、看護教育の内容の充実を図り、養成される看護師等の資質を高め、看護師等学校養成所の資質の高い教員需要に対応していくために、大学の整備が期待される。国、地方公共団体等の教員養成研修についても、研修期間の延長、適切な教育水準の設定等早急な対応が望まれる。そして、近年の医学・医療の進歩・発展に伴う高度化・専門分化等に十分対応し得る看護の専門的知識・技術と豊かな人間性や的確な判断力を有する資質の高い看護師等を大学において養成することが社会的に要請されている。さらに、看護系大学の整備充実に伴い、今後、ますます必要とされる大学等の教員や研究者の養成を図るため、看護系大学院の整備充実が求められる必要がある」。

確かに、国民に提供する看護サービスの質を高めるために看護職者の質を高めていくことは重要である。しかし看護系大学は人材確保促進のための法律制定を機に急増した

が、そもそも教育というのは、人材確保のために存在するのだろうか。新堀（1997）はこの点に関して次のように述べている「子どもや親や世間は、進学や就職の「役に立つ」、つまり利潤を与える資格・学歴・学力・技術などを生産することを要求し、それを効率的・効果的に行う学校や教師を高く評価する。人材養成という語があるが、人材とは人的資源の意味であり、人間をいわばモノ扱い、手段視していることになる。それでは真の意味での教育とはいえない」。この見解は、今日の看護大学教育が、学習者を単なる人材として手段視してしまいかねない危険性を孕むことを示唆していると思われる。

また、法律や指針に「国民の理解を得る」「志望者を確保する」「社会的評価の向上」といったことまでが明記され、それが大学教育の必要性に直結していることに違和感を覚える。したがって、この違和感の根拠を明らかにするために、我が国の高等教育がさほど確立されていなかった時代に、看護高等教育がどのような意義をもっていたのかを考察したい。次章では、我が国看護教育のモデルとされてきた聖路加看護大学の前身である聖路加女子専門学校と、高知女子大学家政学部衛生看護学科の黎明期の状況を資料より概括する。なお、東京大学医学部衛生看護学科、日本赤十字女子専門学校（現日本赤十字看護大学）などにもその歴史があり、看護高等教育のモデルとされてきた。しかし、本稿の目的は、看護高等教育の意義をその黎明期を象徴する設立趣旨や教育理念などから探ることにあるので、我が国初の看護高等教育機関である聖路加女子専門学校と、我が国初の看護系大学である高知女子大学の2校で差し支えないと思われるため他校の歴史は割愛する。

### 3. 黎明期の看護高等教育

#### 3.1 聖路加女子専門学校の黎明期

聖路加国際病院高等看護婦学校は、高等女学校卒業生を入学させるという、当時の常識を覆す看護教育史上画期的な方針をとった。本節においては、同校の黎明期の状況に関して、資料をもとに概括する。

1917（大正6）年頃、聖路加病院は、院長ルドルフ・B・トイスラーの努力により規模を拡大し、聖路加国際病院に改称されていた。トイスラーは日本人看護婦たちのおかれていた一般的な状況についてその水準が低いと批判的であったため、アメリカと同水準の開始を試みていた。そして1920年9月に聖路加国際病院附属高等看護婦学校が開設された（亀山，1993）。その設立趣意書は次のとおりである。

〈本校の設立の趣旨を明かにせんがため其の沿革及び設立の目的に就き一言せんと欲す。日本に於いて米国式看護学校を設立する理由を明かにせんには、先づ日本現時の医学界の実情を明かにせざるべからず。日本に於る医学の学術的方面の発達は、世界先進国のそれに比し豪も遜色なきのみならず、日本の学者にして世界的学者中に数えられるもの少なからず。しかれども翻って実地方面を觀察するに、学術的方面の進歩に反し著しく劣れるを見る、其理由多々あるべきも看護婦の教育程度低きこと、並に素養の足

らざること其の主たる理由なるべし。過去に於ける看護婦学生の程度たるや小学並に高小程度の教育を有するものより採用し、又その教育法たるや真の養成と謂わんよりむしろ一種の見習と称すべき程度のものにして、従って素養あり高等教育ある婦人をして看護婦たらんと志望を抱かしむに至らず、又当局者にありても一般看護婦の地位を高め高等教育ある婦人をして看護婦たらんことを欲せしむるよう努力せる跡を認むること難し、未だ看護婦学校入学生に少なくとも高等女学校卒業生たることを要求せる学校をみず。

叙上理由により我が聖路加国際病院に於ては、従来より一層高等なる且つ長年月に亘る養成を施し、以て看護婦の地位を向上し延て教育あり品位ある婦人をも此の職業に就き得るようせんがため、過去数年間に亘り米国に於ける看護婦教育の標準により看護婦学校を設立し看護婦の養成を行いこれり。本学校設立前に於ける養成方式は主として病室、外来診察室並みに試験室に於ける実地教育なりしも、1920年10月に至り、其の修業年限を3ヵ年とし其の間に於て理論並に臨床的教育を施すこととし、セント・ジョン夫人を校長とし聖路加国際病院主任委員をして其の教育の任に当らしめ、一定の授業時間を制定し、理論並に病院内に於ける実地的練習を施すこととせり。過去に於ける入学生徒の数未だ多からずといえども、日本において模範的看護婦学校を設立せんとする余等の理想は漸次実現され、若し、該校適当に発達せば、日本に於ける看護婦養成上、其の程度並に看護婦の地位を向上することに於て充分なる効果を挙ぐるには適當の教育されたる看護婦の力に待たざるべからず、日本にありても看護婦の程度を高め、高等教育ある婦人をも此の職業に入らしむるに至らずば、日本に於て現代的の病院を組織することは事実上困難たるべし(前田, 1965)

この趣意書から、教育目的の骨子は我が国の看護水準と看護師の地位向上にあることがわかる。そのために、入学資格を当時では格別に高いとされていた高等女学校卒とし、「教育あり品位ある婦人」に期待が抱かれた。前田(1965)によると、日本人固有の美德とされていたもの、伝統の誇りといったものが外国のものとおきかえられ、人も社会も自然も変わりつつあった当時、女学校の教育目標は、一般に良妻賢母をつくることであつたとのことである。当時の日本女性は、父母に孝に、君に忠にと、幼少の時から忠孝の精神を柱に心をみがき、知を広め、技を練り、ひたすらによき日本人、社会人となるための修練に耐えるために教育を受けたという。また、当時の学科目には、専門科目と並んで、各学年に「修身」「英語」「体操」が織り込まれていた。こういったことから、アメリカ式の看護と同時に日本女性としての徳が学生に修養されていた様子が伺える。そして、前田によると「卒業生には病院に対して何の義務もなく、自由に外で就職してよいこと」「生徒の心得として、病院と学校とは忠実であること、各自の職務については名誉を重んずべし」といったことも記されていたという。こういったことから、同校は「教育あり品位

ある婦人」が学びを誇りに我が国の看護界を切り拓くことを通して、その水準を高めていくことを目指していたことが伺える。ちなみに明治34年の高等女学校令に基づいて定められた学科目は、修身、国語、外国語、歴史、地理、数学、理科、家事、裁縫、習字、図画、音楽、体操であった(文部省, 1972)。

そして、開学7年後には、看護系としては我が国初の専門学校として聖路加女子専門学校に昇格した。同校の設立趣旨は、次のとおりである「昭和10年にいたって修業年限4ヵ年に延長し、文部省の認可を得るに至ったのである。是を以て聖路加女子専門学校は、高級なる看護学教育を、教育的にも身体的にも之に適する女子に施さんとしているのである。4ヵ年の課程を完了せるものに専門学校の卒業証書を授くるのであるが、成績優秀なる卒業生は看護婦養成所の教員として、又は病院看護婦の指導監督者或は公衆衛生指導者としての能力を有することとなるのである(50年史, 1970)」。専門学校(旧)とは、明治36年制定の「専門学校令」に基づく「高等の學術技芸を教授する」ことを目的とする学校で、中学校・高等女学校といった中等学校卒業者を入学資格とする修業年限3年以上の高等教育機関である。当校は4年制とし、当初から指導者層の人材育成も意図されていたことがわかる。昭和11年の教育目標にも「中等教員(生理衛生担任)指導保健婦、高等看護婦たらんとする者に、高等専門教育を授けるのであつて、高き教養ある看護婦を養成して本邦医療の進歩に貢献せんと勉め來つたのである」と示されている(平尾, 1999)。生徒達も、自分は看護を実際に行うものとは思っていなかったため、実習をボイコットしたというエピソードも残されている。直接的な看護をするのは低学歴の女性であると彼女たち自身も思い込んでいたようである(亀山, 1993)。

### 3.2 高知女子大学家政学部看護学科の設立趣旨

戦前の日本では、看護婦の資格をとるためには、普通学力として高等小学校卒業後、一年間、看護婦養成所で教育を受け、試験に合格すればよいという制度であった。終戦後は連合軍総司令部(GHQ)の意向もあつて、厚生省では教育課程の高度化を図るために、普通学力を高等女学校卒業にするという制度が検討されていたとのことである。本節においては、高知県に我が国初の大学として設立されることになった高知女子大学家政学部衛生看護学科の当時の様子について記された資料(三十周年史, 1984・山崎, 1998)を概括する。

〈高知県衛生部長の聖城稔氏は、戦時中の医師不足対策に設立され校舎を戦災で焼かれた県立女子医学専門学校を廃止し、新しい制度の甲種看護婦(高等女学校卒業が入学資格)養成のための専門学校にすべきということと、看護教育は各種学校教育ではなく、文部省に移管し、新制大学において行うことの必要性を主張していた。一方、四国軍政部看護婦指導者であつたワタワーズ女史の指導により、高知県は1948年に保健婦の市町村駐在制を実施した。これは、保健婦の生きる場所は地域の住民のなかであつて、

その活動のよりどころは、地域住民の福祉であるという考え方に立脚したものであった。この理念の実現のためには、保健婦の主体性の確立と、そのための大学程度の教育が必要であった。そこで、高知県看護課も、以前から懸案とされていた保健婦・看護婦の総合教育を県立女子専門学校で行うことの検討に取り組むこととなった。県立女子医学専門学校は廃校となり、四年制の県立女子専門学校として再発足した。すなわち、同校は、地域住民の福祉のために、文部省管轄の新制大学レベルの教育を受けた保健婦・看護婦の必要性から構想されたのである。

1949年に、高知県立女子専門学校は新制大学として一学部一学科(家政学部生活科学科)の高知女子大学となった。1950年には、高知女子大学側にも、看護学科を設置して、大学でも看護教育を実施してはどうかという動きが出始めていた。新制大学において、保健婦助産婦看護婦法に準じて看護婦・保健婦の総合教育を行うこと、家政学部生活科学科で発足している高知女子大学に看護学科を増設することについて議論が進められたが「看護学科は医学部に所属すべきもので、家政学部の一学科にするのは、竹に木を接ぐようなものだ」という常識的な反対意見により、なかなか学科新設に至らず議論が重ねられた。「高知女子大の前身は医学専門学校であり医学の色彩がやや濃い、保健婦の業務が地域住民の福祉に立脚して行われるならば高知女子大の理念と一致する」との考えで、大勢の教員間の同意が得られたが、教授会全員の同意を得て結論が出るまでにかかなりの時間を要し、文部省への申請書類提出期限に間に合わなかった。そのため、暫定措置として文部省・厚生省了解の上で1951年4月に県立高等看護学院を設置し、第一期生はひとまずそこに入学後、1952年3月に生活科学学科に編入、4月の認可に伴い看護学課2年次に転科する方法をとった。このような経緯を経て1952年4月、家政学部のなかの一学科として看護学科が設置された。

発足時のカリキュラムは、学問として体系化されていない看護の専門科目を大学課程で教育することに対して、文部省からは積極的なアドバイスは得られなかった。この際、問題となったのは①保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則によるカリキュラムはすべて時間数で、臨床・臨地実習は週数で示されていたこと、②公衆衛生看護科目と臨床看護科目の重複があり、総合教育の効果を期待するための調整が必要とされたこと、③一般教育科目と専門科目の履修、特に臨床実習計画との関連、教育実習についての他学科との調整が必要であったこと、などであった。時間数に関しては、一般教育科目36単位、外国語12単位、体育4単位、専門科目必修67単位、教職科目6単位(教育原理、教育心理)の合計125単位を卒業単位とし、臨床・臨地実習については単位化を行わず、枠外とし、内規によって別に履修規定をつくり、修得させることとなった。そのために、看護学科の学生は夏・冬・春休みの期間が、他の学科の学生に比べて短くなった。専門科目の基礎的教科は一年次から、公衆衛生看護科目も二年次の早期から履修するという漸進的カリキュラムの組み方をし、看護の総合教育を

試みた。教職課程については、学生が将来、いずれの方向に進むのか確固たる考えがなかったことと、学生の間形成のうえからは重要な課程であるとの認識にたつて、全学生が選択履修する方法をとった。教育実習は、他の学部学科の学生との同時計画のもとに、四年次に中学校または高等学校でおこなった。1953年、東京大学医学部衛生看護学科創設にあたり、文部省大学基準協会評議員会において、衛生看護学科教育基準を決定した旨の内示があり、これを受けて高知女子大では、看護学科のカリキュラムを次のように改正した。外国語は12単位を16単位とし、単位の枠外にしていた臨床実習11単位、臨地実習2単位を単位化して専門科目内に加え、基礎科目19単位、応用科目58単位の合計133単位に改正した。)

このような事実から、文部省は、看護学科に対してその専門性を追求することよりも、教養科目の充実を重視したことが窺える。

### 3.3 黎明期の看護高等教育の意義

聖路加女子専門学校、高知女子大学家政学部看護学科の黎明期の状況より、いずれも、高等女学校卒の入学生が期待されたことがわかる。聖路加女子専門学校は、我が国初の看護専門学校であるが、当時の日本で女子専門学校といえ、事実上女子の最高学府である。しかし当時までの看護婦の地位はきわめて低かったとされる。職業として確立したものでも、必要な訓練を受けたわけでもない女性が単なる女性の性役割分担として担ってきたこと、病院における女性看病人から発展したといわれるが、女性が家の外で働くということ自体が卑下されていた明治時代までの社会通念が戦後にも根強くあったゆえんである。亀山(1993)によると、戦前の男尊女卑の風潮はとて強く、1872年(明治5年)に国民の教育機会の均等を目指して「学制」が發布されても、世間一般の不十分な理解により、女子の就学機会はさほど得られなかったとのことである。さらに1879年(明治12年)に「教育令」が發布されて男女別学が起り、男子は職業人、女子は家庭に入ることを前提とした教育がなされるようになったことにより、両者の学力差は助長されたという。そして1899年(明治32年)には中学・高等女学校の整備が行われたが、その後もなかなか男女差は解消されなかったとされる。このような歴史を引きずった風潮の中で、高等女学校に就学すること自体が、ごく一部の恵まれた家庭育ちの女性であることが窺い知れる。高等女学校は、「中等学校令(1943年:昭和18年)」第2条に「中等学校ヲ分チテ中学校、高等女学校及実業学校トス」とされている。すなわち、尋常小学校卒で農業や工業、商船、水産等の実業を学ぶ実業学校、男子の旧制中学と同等ということである。看護も実業学校として位置づけられるのが妥当であろうが、聖路加女子専門学校や高知女子大学は、この中等学校段階を修了していることを入学要件としたのである。

高等女学校の学科目は、「高等女学校規程(1943年:昭和18年)」によると次のとおりである。「高等女学校ニ於テ

ハ教科及び修練ヲ課スベシ」とし、国民科、理数科、家政科、体錬科、芸能科の基本教科と、家政科、実業家、外国語科のうち1又は2教科を課す増課教科を定めている。そのうち国民科を「我が国ノ文化並ニ中外ノ歴史及地理ニ付テ習得セシメ国体ノ本義ヲ闡明シテ国民精神ヲ涵養シ皇国ノ使命ヲ自覚セシメ婦徳ヲ啓培スルヲ以テ要旨トス」、家政科を「我が国ノ家ノ本義ヲ明ニシ皇国女子ノ任務ヲ自覚セシムルト共ニ家庭ニ於ケル実務ヲ習得セシメ勤勞ノ習慣ヲ養ヒ主婦タリ母タルノ徳操ヲ涵養スルヲ以テ要旨トス」としている。すなわち、その教育の中身は良妻賢母を目指したことに限らず、国民女子としての義務や使命を身につけるための幅広いものであったことがわかる。このような学校の卒業生に、聖路加女子専門学校や高知女子大学家政学部看護学科は入学を求めたのである。では、このような入学生が受けた、戦後の新制大学が目指した教育とはどのようなものだったのだろうか。高知女子大学家政学部衛生看護学科発足時のカリキュラムを審査した文部省が、すなわち当時の我が国が大学教育で重視したことは何だったのか。この点を整理しておくことは、看護の高等教育化が必要と考えられた当時の高等教育の意義を知る上で重要であり、これは今日おかれた状況における看護大学教育を考えるための示唆に富むものと思われる。

昭和22年に制定された学校教育法では、大学の目的は「学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」とされた。これに基づき昭和23年に発足した新制大学は、専門学問分野についての教育研究を行うとともに豊かな教養と広い識見をそなえた有為の社会人を育成するという理念の下に発足したのであり、その教育内容の特色として、一般教養教育に高い意識づけをしたことが挙げられる。今井(1996)によると、教養教育の源流はリベラル・エデュケーションであり、学問的知識の教授という狭い意味ではなく、人間の形成そのものを目標としており、この流れはギリシャ語のパイデア(教養)概念に遡るとのことである。パイデアとは、精神が十分に発達してそのあらゆる素質を花開かせた状態、人間が真に人間らしくなった状態である。つまり、教養教育の理念は本来的に人間形成理念であったものと思われる。そして、近代的大学のモデルとなったベルリン大学創設者のフンボルトも、「内面から生まれ、内面へ移すことのできる学問のみが、人格を形成するのである。哲学と芸術が、こうした努力にもっともふさわしい。なぜなら、哲学と芸術は、容易に墮落しないからであり、また、精神が己の分を喪失したりあるいは精神がただ論理的あるいは数学的形式だけに従って他の研究領域、認識部門へとさまようのでは、多くを期待できないからである」とし、ギリシャ古典、哲学といった学問による人間形成を理念としたとされている。そして、我が国で一般教養や一般教育、普通教育と呼ばれてきたものも、こうした伝統を受けて人間形成を目指した理念がその根底にあるといわれており、これは主として旧制高校においてなされてきたとされる。戦後の新制大学にお

いても、学問に勤しむことを通して、豊かな教養と広い識見をそなえた人間教育が重視されていたのである。

この背景には、17世紀に起こった科学革命を契機に、科学が人間形成から分離されつつあることに抗し、19世紀初頭に起こった新人文主義の潮流がある。科学は、主観と客観、主体と客体、事実と価値、物と心を分離し、観察、実験、帰納、演繹といった客観的な手続きにより、真理を独占的に手に入れるようになった。そして合理的知の認識の方法、理論として、独自の体系を構築していくことになる。科学は道徳から分離されたのみならず、専門化、細分化、断片化、要素化、数量化を推し進めてきた。こうした傾向は全体的な人間形成に否定的影響を与えるに至った。新人文主義の潮流は、全体としての人間形成を確保しようとして登場したのである。フンボルトが、専門教育、職業教育を一般教育から排除しようとしたのは、こうした事態への対応にほかならなかった(今井, 1996)。

このような背景を踏まえると、聖路加国際病院高等看護婦学校が「教育あり品位ある婦人」「高等教育ある婦人」を求めることを強調したように、当時、看護の発展に必要とされたのは「教養ある人」であったと解釈できよう。新制大学としてスタートした高知女子大学においても、文部省は、学問として体系化されていない看護の専門性を追求することよりも、教養科目の充実を優先していたといつてよからう。

## 4. 看護教育大学教育化に伴う課題

### 4.1 専門性からとらえた看護学の位置づけ

前節では、看護高等教育の黎明期に教養教育が重視されたことを述べた。しかし、大学である限り、専門性が追究されなければならない。看護の専門的知見により大学教育のできる人材も産み出していかななければならない。かつては学問として体系化されていなかった看護学を、先人達は自らの手で創り上げてきた。また「看護教育」という語は、「看護学教育」「看護教育学」を含んで広義に使われているが、多くの識者によりこれまでにその大学教育化の必要性が述べられてきた。大学における看護学教育は、看護師養成のための職業教育なのか否か。職業訓練ととらえる立場や、看護を学問としてとらえ、養成とは区別してとらえる立場など議論が分かるところであるが、筆者の知る限りでは両者の見解に「看護を専門的な学問として体系化し追求しなければならない」という点は共通しており、筆者は次のようにとらえている。看護学は学問であり、実践から追究され実践に還元されなければならない。研究的視点を看護実践者も教育者も抱き続けなければならない。それは看護実践を通してその対象者に還元されていくものである。看護系大学は、職業訓練校そのものではなく看護を学問として考究する場である。大学は、卒業者が後に実践を通して考究していける素養を涵養する場である。したがって看護は大学で教育されることが望ましい。しかし、現在も日本で看護教育が行われている機関は、大学、短期大学、専修学校、専門学校等多様であり、それぞれの存在意義が

議論されている。見藤（1987）は、これらの学校教育法の違いから大学における看護教育のありようを次のように考察している。

〈大学を規定している学校教育法第52条と、短期大学を規定している学校教育法第69条の2において、大学・短大両者に「深く専門の学芸を教授研究し」が共通している。これを除き、大学と短大の目的の違いを見ると、大学の「目的」には「学術の中心として、広く知識を授け」と「知的、道徳的および応用的能力を展開する」とあるが、この「目的」が短大にはなく、その代わりに「職業または实际生活に必要な能力を育成する」となっている。この両者を読み比べると、大学の方がより幅広い人材、応用能力を身につけた柔軟性のある人材を目指していることがうかがえる。短大の目的としている職業または实际生活に必要な能力の育成も、大学の目的としている資質を備えていた方がよいには違いないが、明治以来の日本の教育思想では、職業や実利的なものを低く見る傾向がある。看護が実用的であるとしても、看護教育を職業教育とは断定し難い。各種学校の看護教育が職業教育であるとするならまだよいが、「看護大学・短大は職業教育機関である」という考え方には全くうなずけない。職業教育では教育の目標が特定の職業人を作ることにのみあつて、職業を越えて自由な人間性の育成、人格の完成にはないからである。日本においては、職業教育は産業教育とほぼ同じ概念としてとらえられており、産業教育では企業の目的追求のために教育が行われることを意味している。このような産業教育に対して、大学における農学教育や工学教育、医学教育、薬学教育は、専門教育的と位置づけられ、職業教育と考えられてはいない。特定の職業人を育成するのではなく、専門的な学問を通して、知的、道徳的および応用的能力を展開させるといった人間育成に主眼があるのが大学教育であり、そこで教えられる各専門は、専門教育と位置づけられる。したがって専門教育は、即職業教育ではない。職業教育としての看護教育では、その病院にあった手順、病院の使いやすい人材の育成に主眼が置かれるのであり、それらを離れた立場は取りがたい。看護教育を職業教育としたのでは、看護の目的・目標にそった看護を教育し実践することが原理的に難しい。看護が自立した専門職であるなら、その教育は当然、職業教育でよいはずはなく、大学教育化を目指すなければならない。〉

上の見藤（1987）の見解より、やはり大学における看護学教育は、職業訓練ではないということが明らかである。すなわち、専門的な学問を通して、職業を超えた人間性や人格の形成ということが大学教育で目指される目標である。これは生きる人間を対象とする看護学分野においては、特に重視されなければならないものである。なぜなら、看護は、人間とそれを取り巻く環境を全体的にとらえ、全人的な存在である人間が全人的ケアを提供するものであるからである。

では、人間の学とされる看護学の専門性を追求することが、看護者の全人的な人格形成に十分であろうか。看護学

は、本来分割不可能な人間存在を、観察、実験、帰納、演繹といった客観的な手続きにより分割可能と仮定し、合理的知の認識の方法、理論として、独自の体系を構築してきた。看護の専門性は独自の視点や思考過程にあるとされているが、これは、人間理解の一視点、一思考過程に過ぎないことになる。したがって、看護の専門性が追求される必然性はあるが、学生や看護者自身の全体的な人格形成という点においては、頑強な準拠枠とはいえない。とするならば、専門性に代替する準拠枠とはどのようなものであろうか。ここで筆者が重要と考えるのは、専門性と同時にそれに囚われない専門外の知識も有効に活用する複眼的思考である。これは全人的な教育を通して培われるものであり、学生のみならず教育者や研究者、看護実践者にとっても重要なものである。もちろん、看護学教育そのものの中で、見藤が述べる「専門の学問を通した人間育成」が目指されていることは、どこの大学の教育理念をみても明らかであるが、筆者が主張したいのは、看護学の専門性の枠を超えた幅広い学問を包含する全人的な教育である。そしてまた、看護学がディシプリンとして確立されたのであるから、これは、看護学以外の分野にとっての一教養として積極的に解放されてしかるべきである。すなわち、看護学そのものは、職業訓練のためだけに存在するのではない。では、看護系大学の現状はいかなるものか、次節で考えてみたい。

#### 4.2 看護教育大学化後の動き

「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」施行後、2000年頃より大学卒の多くの看護師が臨床現場に就職するようになった。それに伴い「大学卒の看護師は看護技術能力が未熟」という課題が浮き彫りになった。それは、かつて実践者養成ということを重視してこなかった大学では、理論の学習や思考能力の訓練は多く受けるものの、即戦力となる看護技術に関しては、その多くを学ばないゆえである。また、医療が高度化し、それに対応していける看護実践能力が必要とされていくことも踏まえ2003年3月17日「看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会」が実施された（「看護基礎教育」とは、卒業前に養成校で行う教育で、卒後に現場で行われる「看護現任教育」と区別して用いられている）。その報告書によると、「医療の高度化、患者の高齢化・重症化、平均在院日数の短縮等により、看護業務が多様化・複雑化し、密度が高くなってきている」「患者の人権への配慮や、医療安全確保のための取り組みが強化される中で、看護師になるための学習途上にある学生が行う看護技術実習の範囲や機会が限定されてきている」「看護師学校養成所における看護技術に関する教育の内容や卒業時点での到達目標は、個々の看護師学校養成所ごとにかなり異なっており、卒業直後の看護師の技術能力にも格差が生じている実情にある」「卒業直後の看護師の技術能力と臨床現場が期待している能力との間の乖離が大きくなってきており、安全で適切な看護・医療の提供への影響も懸念されてきている」といった理由により、「臨床実習において看護学生が行う基本的な看護技術の水準」

として、養成校において習得すべき看護技術のレベルが指定された。すなわち、大学においても実践能力を身につけさせていこうというものである。もちろん、単なる技術の訓練に終わるのみでない。この検討会では、臨地実習や学内実習における看護技術習得の意義までもが織り込まれている。そして、これを受けた看護系大学では、エビデンスに基づいた看護実践（EBN: Evidence-Based Nursing）につながる看護技術の習得ができるよう、研究と教育が積極的になされるようになった。こういった動きは、職業訓練として高度な看護実践能力の涵養に有益な方向である。しかし、大学の学問の府としての機能、すなわち人間性や人格の形成といった点に対しても十分といえるのだろうか。

#### 4.3 大学大衆化社会と看護系大学における課題

高齢社会の到来で医療・福祉分野のニーズが高まる中、全国各地の大学で看護師を養成する学部や学科の設置が相次ぎ、各校はさまざまな特色を打ち出して学生獲得に力を入れている。医療技術の進歩等に伴い、看護師にもより高度で幅広い知識や能力が求められていることや、少子化で生き残りをかける大学間のし烈な競争などが背景にあるようだ（神戸新聞，2006）。受験生にとって、「国家試験受験資格が得られる」というのは魅力的であろうことはいまでもない。「保健師助産師看護師法」に定められている資格には、保健師、助産師、看護師、准看護師があり、これらの養成課程は多種多様であるが、このうち多くの看護系大学で受験資格取得可能なものは、保健師、看護師である。選択や履修の仕方により、助産師や養護教諭一種・二種の資格を取得し得る大学が増えている。看護師国家試験に関してのみにおいても、年々そのレベルが高度化しており、大学側がその受験対策をして合格率を上げることに苦心するようになった実情である。

元来、大学は学問の府とされ、資格取得と直結する場ではなかったが、資格の合格率が下がると大学の人気さが下がり、新たな受験生を獲得し難くなる。こういった構図に首肯できない関係者は少なくないはずである。看護においては、授業そのものが特異であり学生の看護職としてのアイデンティティ形成に貢献していく。したがって、資格取得を目的とするというよりは、将来生きていくための手段となり得る資格取得に専心するのである。しかし、看護師養成校のカリキュラムは、その国家試験受験資格を与えるがために、保健師助産師看護師学校養成所指定規則と大学設置基準の両者に基づいて作られなければならない。その結果、カリキュラムに含む科目は全国の看護系大学においてほぼ共通している。専門科目（専門基礎科目を含む）が大学卒業に必要な単位に占める割合は、例えばA大学で4分の3、B大学では5分の4にもなっており、専門科目の比重がかなり大きくなっている。我が国の看護教育は専門教育重視に大きく偏っていることが推測でき、設置基準の大綱化以降のこの傾向は顕著になっている（宮島，2000）。もっとも、助産師や養護教諭一種の受験資格取得を目指すのであれば、これらの受験資格に必要な科目を履修することに

なるため尚更となる。看護技術の学内演習や臨地実習を通して、学生も教員も、とても閉鎖的な人間関係の中で学ぶことになる。看護実践者というものがイメージしやすく、かつ国家試験に直結するため、専門科目中心で大学教育が進んでいく。大学は人格形成に不可欠なリベラル・アーツが学べる環境を積極的に提供してしかるべきであるのに、現状はそれと逆行する動きになっていくように思えてならない。

高知女子大学家政学部衛生看護学科の黎明期、すなわち新制大学発足当初は、リベラル・アーツの重要性がそのカリキュラムから醸し出されていた。当時は、限られた教養ある女性が入学しても、さらにそれを高めることが大学に求められていたのに、現代は大学自体の大衆化が進んでいる上、大学が専門外の教養を学生にさほど求めない状況になってしまっている。大学で履修すべき単位の大半を占める必修科目である専門科目、しかも学内実習や臨地実習が、その内容をより色濃くしながら学びを深めていくに従い、看護実践者としての即戦力は高めていくことが期待できる。しかし、このような中で、看護を志す人の人格レベルでの資質向上や、人間を対象とする看護学の真の発展が望めるのだろうか。なお、黎明期の高等教育は指導者層養成の役割を担っていた部分も大きい。この役割は、現代以降は大学院が担うゆえ、実践者養成を担う大学では指導者層並の資質を求めないという考え方もあろうが、看護が実践の学であり、実践者が研究に取り組む必要がある以上、現代には実践者養成と研究者や指導者の養成は分けて考えられないはずである。

学校教育法における大学の目的は、「学術の中心として、広く知識を授け」「知的、道徳的および応用的能力を展開する」にあることを上述していた。そのために幅広い教養を涵養することが目指され、新制大学の旧設置基準においては、大学で開設すべき授業科目を、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門科目に分け、一般教育科目の内訳も人文科学、社会科学、自然科学の3分野がバランスよく位置づけられるように規定されていた。しかし、現状は一般教育科目と専門科目が乖離してしまう傾向にあったため、各大学の理念・目標を達成するために体系化された教育課程を編成するために1991年大学設置基準が大綱化された。当時の答申では、一般教育等軽視の大学が出ることが危惧される向きもあったが、一般教育等の理念・目標はきわめて重要であるとの認識に立ち、それぞれの大学において、授業科目の枠組みにこだわることなく、この理念・目標のための真剣な努力・工夫がなされることを期待するとともに、この点についての大学人の見識を信ずるものとされたという。大綱化以降、殆ど全ての大学で教養部が解体され「一般教育」の語が姿を消し、「共通教育」「教養教育」と置き換えられた。そして、教養部解体後、各学部から選出した委員で共通教育を運営する母体が組織されたが、その理念の理解が不十分ゆえ、教養部解体が教養教育不要論に結びつき、専門教育重視の方向へ走った結果、共通教育の単位数削減、専門教育の低学年への移行が進ん



だ。教養教育の必要性・重要性は全学で強調されてはいるが、実際の教育現場では殆ど顧みられることなく、学部教育は事実上専門教育によって支配されることとなった(林, 2003)。この大綱化は、養成所指定規則の規制があり、かつ大学教育化することを目指してきた看護系大学にとっては、専門教育を重視し易い状況になったといえる。

しかし、かつては幅広い教養を涵養できたであろう大学教育であるのに、現代はそのような環境を奪う方途を辿りつつあるようである。社会に生きる人々を、幅広い視野から全人的にとらえて関わることを専門とする看護職者であるからこそ、専門に偏ることなく、教養教育や看護の対象が生きる社会との自然な交流の中で全人的に幅広く教育されることを通して、豊かな人間性が培われていく必要があるとはいえないか。筆者はこの方向性を示唆するのが、後述する学問的精神の涵養とホリスティック教育ではないかと考える。

## 5. 看護大学教育の可能性と課題

### 5.1 学問的精神の涵養

専門的な学問を学ぶ大学において、どのような教育がなされることで豊かな人間性が涵養され得るのだろうか。矢内原(1952)が「学問的精神」と、新制大学の根幹となった教養の重要性について述べていることはこの点の解明に示唆を与えている。要約すると次のとおりである。

〈大学では、専門的技術的な学問だけでなくむしろ学問的精神、すなわち真理の故に権力を恐れず、時流に迎合せず、また真理を権力のために利用しないところの、真理愛の精神、人間としての信念を養い、誠実な態度を以って行動し、出处進退を公明にするところの生活態度を学ぶべきである。すなわち、真理の深遠に対して広大なこと、自己の小なることを知り、真理にあこがれ、あくまで真理を知ろうとする謙遜でしかも熱心な欲求をもつ精神、これが学問的精神である。新制大学の理想とするところは、大学卒業後も調むことなき学問的精神と、社会に出てから伸びて行く学問的能力と、自己の狭い専門だけにとじこもらず、他の領域の学問にも興味と理解をもつところの弾力性ある頭脳とを教育することにある。従前のように、学問研究心と真理探究の興味が大学卒業と共に失われがちであるような教育、もしくは自己の狭い専門だけに安んじて学問的視野の狭い教育の弊に陥ることなく、いつまでも若々しく伸びて行くところの弾力性ある教育が新制大学の目標とするところでなければならない。〉

大学での教育とは、単に学問、技術、知識を教えるということだけでなく、市民として、国民として働くに適当な道徳的性格を訓練することが、大学教育の一部である。トータル・エデュケーション、全き人間-人間というもの教育することであるが、そのためには自治が教育の方法として一番よい。学生時代には、学問を学ぶだけでなく、人間としての立場、確固たる人生観を学び、社会に出てから人類のため国民のために生涯をささげて活動する精神と実力を涵養すべきである。また、守るべき原則を毅然とし

て維持しつつ、謙遜に且つ忍耐深く進んで行くならば、日本の学問と教育は必ず立派に発達して行くものである。そのためには、部分的専門的な知識の基礎である一般教養を身につけ、人間として片よらない知識をもち、またどこまでも伸び行く真理探究の精神を植えつけなければならない。このような一般教養のしみこんだ専門教育とすることが、新制大学の趣旨であると考えられる。たとえ卒業時において修得する技術教育の学力は低くなると仮定しても、これから伸びてゆく可能性という意味における学力は必ずしも低下せず、かえって増すだろう。旧制大学の教育は、あまりに狭く専門化した教育をつめこんだために、今日の進歩した学問および技術を育ててゆくための基盤が薄弱であり、社会に出て一応すぐに間に合うかわりに、将来伸びてゆく可能性が少い。これに反し、市民としての一般教養を広くもつとともに、専門家としての一般教育を受け、大学卒業後において専門家として十分伸びてゆく素養をもつ卒業生を出すことが、新制大学の趣旨である。固定した偏狭な技術教育をつめこまれておらず、弾力性と可能性の大きい一般教育と、専門教育の一般的素養をもつ者が、大学を卒業して社会の職場に入り、その職場に適した技術家として、職場そのものの中で仕込まれ、教育されてゆくことが期待されるのである。従来日本の大学教育が余りに専門的に職業化しており、広い教養と視野の基盤において欠けるところのあったことが、新大学制による改革のポイントである。〉

以上が矢内原の見解である。これは半世紀以上も前に説かれていた内容で、現況にはそぐわないといえようか。いや、大学が大衆化し職業が専門職化していく現代ならではこそ、改めて重要視しなければならない観点であろう。そして、人間を全人的にとらえて全人的にかかわる看護、人間性が求められる看護の基礎教育の役割を果たす看護系大学では尚更、「一般教養のしみこんだ専門教育」が強く認識され、「学問的精神」が学生に内面化されるような教育がなされてしかるべきである。

そして、矢内原が、大学において市民として、国民として働くに適当な道徳的性格や、人間としてのより頼みをもつところの確固たる人生観を学び、人類のため国民のために生涯をささげて活動する精神と実力を涵養すべきとしたように、大学教育は単に、目先の職業に有用な知識や技術が訓練される場に限られるべきではない。すなわち、大学教育においては、学問の幅広さを通して、人間としての幅広い教養が培われる必要がある。新堀(1997)も、あらゆる個人は世界市民、国民、地域住民(市民)、家族、職業人あるいは学生・生徒として、そして純粋な個人としての生活を同時にもち、それぞれの生活が要請する役割遂行の資質を学習し獲得しなくてはならないとしている。そして、これらの生活者に課せられた学習課題を生活課題と称し、それぞれの生活課題解決のために要請される資質を教養と称するならば、それらは国際的教養、国民的教養、市民的教養、職業的教養、基礎的教養、家庭的教養、人間的教養になるとしている。すなわち、人は職業人としての教養

だけを身につければよいのではない。仮にそれだけを身につけるとするならば、その当人は職業上の役割しか果たせない人間になることになる。国民の一人として、市民の一人として、家族の一員として、自己に課せられた課題を認識すらできない人間になるわけである。仮に、専門職者が大学で職業上の役割に必要な教養しか教育されないとするならば、専門職者にとって有益な知識や思考過程しか学び得ない、すなわち、それが国民にとって市民にとって人間にとって、真に有益か否かを判断する材料を持ち得ないのである。このような教育が看護職者においてなされるとするならば、看護職者にとって有益なことしか考えられない看護職者を生み出すことになる。国民に理解され感謝の念をもって欲しいと願い、社会的地位向上を目指す看護職者は、そのこと自体が目的となってしまうように自制し続けなければならない。「人の尊厳が高められ、人のよりよい生き方を支援していくためには」と日々自問自答し、その真理の探究を愛して止まない学問的精神が涵養されるならば、学生は自ずと学問と生活課題の枠を超えた、「幅広い教養のしみこんだ専門職業人」へと育っていくだろう。そうして、彼らの内面にそのような意味での仕事に対する強い誇り、責任感が醸成されてくるのである。

ここで触れておきたい言葉の1つとして「ノブレス・オブリージュ (Noblesse Oblige)」という仏語があり、新堀(2004)は次のように説明している。高い地位にはそれにふさわしい崇高、高貴な義務や責任を伴うといった意味で、「志」と呼ばれる心に近い。志の教育の最も重要な目標ないし内容は、ノブレス・オブリージュを自覚し実行する人間を育てることになるだろう。また高い地位にふさわしい資質の本質は人びとの信頼、尊敬、心服を招くに足る高潔な品格、先憂後楽の精神、「世のため人のため」という公的献身、広い見識、高い理想などである。それが真のエリートがもつべきノブレス・オブリージュにほかならないとしている。また新堀は、高い地位につく人の私利私欲や大衆迎合、公共性の欠如といったものの抑止に教養教育が重要であることも説いており、これは学問的精神の本質に通じる価値観である。看護を志す者にも、果たすべき義務と責任が学問的精神の涵養を通して内面化されることが必要で、その結果として国民は、看護に従事する人間を高く評価し、感謝の念をもつことになるのだろう。

## 5.2 ホリスティック教育

看護というものが、世のため人のためであるという認識は、看護職者には当然のこととしてもたれているだろう。しかし、人が生きる社会の知、世の知、人の知というものを、専門的にしか持ちえていないということ、どのくらいの看護職者が認識していることだろうか。看護職が専門職性を追求する理由は、みずからの専門性を追求し、みずからの職業を社会的に強固なものにするためであると考えられており(上泉・小山・鄭, 2006)、職業団体が団結してこれに邁進している。しかし、このような専門職性の追求の影にあるものを認識しておく必要性について述べてお

きたい。石川(1997)は、特定の思想、信条で画一化されたり、組織を維持するためのしがらみに拘束されたりするような固い組織集団は、アイデンティティ確立のためには適当でない。ホリスティックなものの見方は、対象を総合的、統合的にとらえるのが特徴であるが、細分化された学問領域を土台とした系統学習が主体となっている教育では、全体としての統合性がないとし、菊池・菊池(1997)も、なにがしかの実態的な同質集団に一体化することは、ホリスティックな見方・生き方にとって致命傷となるとしている。

すなわち、看護学そのものが全人的に人を見ろという専門性を体系化していくためには、その人間存在を細分化し、独自の視点や思考過程を明確化せねばならないのであるが、そうして体系化された専門性というフィルターを通じた人間理解の方法が強調される同質集団への一体化に偏る教育では、全人的な人間としての教育はなされ難いというパラドックスが生じるのである。しかし、看護者が看護を必要とする人を全人的に捉え、全人的にアプローチしようとするならば、看護職者自身が全人的な教育、すなわちホリスティックな教育を受けてしかるべきなのである。ここで、「ホリスティック」の思想とその教育について説明する。ホリスティック(holistic)とは、「ホーリズム(holism/全体論)」的な、という意味であり、1926年J・C・スマッツが提唱した思想である。世界は一つのまとまりを持った全体であり、すべてのものが相互にかかわり、つながり、あるものが他のものを支えているのがリアリティであること、全体は部分の総和以上のもので、完全に部分に分割することは不可能であるといった考え方である。この考え方は、デカルト、ニュートン以降の近代科学と近代社会を支えてきた「要素還元主義的・機械論的パラダイム」の転換をはかるものである。近代世界に浸透した分割と断片化のパラダイムに對置されるものであり、還元主義的アプローチや機械論的世界観・人間観にかたよった知のあり方、価値観や実践に対してバランスを取り戻そうとするものとされている。ミラー(Miller, 1988)は、この思想に基づいた教育を次のように定義している「ホリスティック教育は、〈かかわり〉に焦点を当てた教育である。すなわち、論理的思考と直観との〈かかわり〉、心と身体との〈かかわり〉、知のさまざまな分野の〈かかわり〉、個人とコミュニティとの〈かかわり〉、そして自我と〈自己〉との〈かかわり〉など。ホリスティック教育においては、学習者はこれらの〈かかわり〉を深く追求し、この〈かかわり〉に目覚めるとともに、その〈かかわり〉をより適切なものに変容していくために必要な力を得る」。さらにミラーは、ホーリズム論を整理し、生態系も宇宙も根源的にすべてのものは分かちがたくつながりあっており、すべての「いのち」が互いに他の「いのち」の支えとなって深く結びついている。そしてこのつながりを自覚した時、人間として生きる価値や意味が生じ、不正や困難に立ち向かう不屈の行動が生まれるともしている。

すなわち、教育の全体性を回復せねばならないというこ

とで、今井（1996）も、大学教育において専門教育が、学生一人一人の人格形成とどのように〈かかわる〉のか、社会生活とどのように〈かかわる〉のか、自然とどう〈かかわる〉のかといった問いを、個々の専門分野毎に反省してみる必要性について述べている。看護学の発展や専門職としての確立と、学問の府である大学で教育を受ける学生との、専門職という枠を超えた幅広い人格形成との〈かかわり〉を考えたとき、そのかかわりがどうあることが、看護の質を向上させることにつながり得るのかを追究していく必然性がみえてくる。

### 5.3 これからの看護大学教育への期待

かつて看護高等教育の黎明期、聖路加女子専門学校や高知女子大学家政学部衛生看護学科に入学した「教育あり品位ある婦人」たちは、入学時点で既に「学問的精神」を備えており、学業を通してそれがさらに磨かれたことが予測できる。しかし、大学自体が大衆化する現代、大学入学生達に同じことが期待できようか。不可能であろうという筆者の主観は偏見かも知れないが、可能といい難いことは大多数の大学関係者が首肯する事実だろう。大学が学生を選ぶ時代は去り、受験生が大学を選ぶ時代となりつつある。受験生を確保したい大学は、受験の科目数を減らしたり取得できる職業直結資格につながるカリキュラムを用意したりする。入学生は一見役に立つようにはみえない専門外の科目になかなか関心を示さない。折角学び得る数少ないリベラル・アーツは、卒業や資格取得に必要な単位取得のためとしか機能しない。そのような環境におかれる学生たちの「幅広い教養」「学問的精神」「ノブレス・オブリージュ」といったものは、どのようにして涵養されようか。現状ではかなり困難なことであろう。特に今日の我が国の看護学に関しては、まさに発展期にあって、教員も看護職者も専門性の追求とその教育に邁進している。そのような時期、そして人間の学であるからこそ、幅広い教養や学問的精神の涵養のために、教育者が幅広い教養とホリスティックな教育観をもつことの重要性を主張したい。教育者自身がホリスティックな存在である自覚をもてる環境の中で幅広い教養を培い続ける必要があるし、専門性の追求と同時に、学生が専門以外の学びが十分に得られる環境を提供する必要がある。そのためには、教育期間を延長するか、看護系大学における職業訓練的要素の比重を、看護現任教育（卒業教育を大学における「看護基礎教育」と区別してこのように表現される）に委ねていた時代に後戻りする他はないのだろうか。専門性の追求と人格形成教育というパラドックスの中で、「教養のしみこんだ専門教育」をいかに行うのか、いかに人格的な部分への教育を行っていくのかということ、今後真剣に考えていかなければならない問題として提起し、筆者の今後の課題ともしていきたい。

### 6. 結論

看護が人間の学であるからこそ、専門性の追求と同時に、学問的精神の涵養が重視されるべきである。そのため

には、教育者が幅広い教養とホリスティックな教育観をもっていかに人格的な部分への教育を行うかを考究せねばならない。大学大衆化時代において、専門性の追求と人格形成というパラドックスの中で「教養のしみこんだ専門教育」をいかに行うかを真剣に考えるべき問題として提起する。

### 7. おわりに

本稿では、専門職教育というよりも大学教育に関して考究することに主眼をおいたため、2002年に制度化された専門職大学院については触れていない。これに関しては、看護界に限らず賛否両論が叫ばれており、この存在意義と課題に関して考究していくことも重要であると思われる。これも筆者の今後の課題としていきたいが、本稿の論旨からすれば、大学院において考究されるべきものが現行の大学でなされている専門教育であろうし、その先に現行の専門職大学院でなされているようなことが考究されていくべきといえようか。

### 引用文献

- 林正人 2003 大学設置基準大綱化後の共通（教養）教育のかかえる問題1 大阪工業大学紀要 人文社会篇 VOL.48 NO.2 P7-8
- 平尾真智子編 1999 資料にみる日本看護教育史 看護の科学社 第1版 P74
- 今井重孝 1996 大学カリキュラムと人間形成 東京工芸大学工学部紀要 Vol.19 No.2 P1-8
- 石川光男 1997 ホリスティックな視点からみた生涯学習 現代のエスプリ355 ホリスティック医学と教育—いのちを包括的に観る— 至文堂 P133
- 亀山美和子 1993 新版看護学全書別館7 看護史 第1版 メヂカルフレンド社 P110
- 前掲書 P141-142
- 創立70周年記念誌編集企画委員会編 1992 聖路加看護大学の70年 P15
- 上泉和子・小山秀夫・鄭佳紅 2006 系統看護学講座別巻8 第8版 看護管理P143 COLUMN なぜ、看護職は専門職性を追求するのか P148
- 菊池栄治・菊池みほ ホリスティックな教育とポストモダン 1997 現代のエスプリ355 ホリスティック医学と教育 至文堂 P155
- 神戸新聞 Web News 2006.1.28
- 高知女子大学家政学部看護学科三十周年史編集委員会編 1984 看護学科三十年史 P2-44
- 前田アヤ 1965 聖路加看護大学（1）時は流れて—創立から昭和10年まで— 看護教育6（8） p53-54
- Miller, John P. The HOLISTIC CURRICULUM 1988 OISE PRESS（吉田敦彦・中川吉晴・手塚郁恵 1994『ホリスティック教育—いのちのつながりを求めて—』春秋社 P8）
- 見藤隆子 1987 人を育てる看護教育 第1版 医学書院

## P24-27

- 宮島朝子 2000 教育課程別看護教育カリキュラムの作成と運営 大学課程 小山真理子編 看護教育のカリキュラム 第1版 医学書院 P61
- 文部省編 1972 学制百年史 帝国地方行政学会 P357
- 聖路加看護大学50周年史編集委員会編 1970 聖路加看護大学50周年史 P121
- 新堀通也 1997 「生きる力」の探究 「生き方」と「心の教育」 小学館 P52-54
- 前掲書 P82-83
- 新堀通也 2004 ノブレス・オブリージュ 現代教育科学 573号 明治図書 P111-113
- 山崎美恵子 大学における看護教育の始まり 日本看護歴史学会編 1998 検証—戦後看護の50年 第1版 メヂカルフレンド社 P142-157
- 矢内原忠雄 1952 大学について 東京大学出版会
- 滝内隆子 鵜沢陽子 1997 大学系・専門学校(旧)における看護管理者教育—明治から昭和20年まで— 看護部門10(2) 日本総合研究医療看護グループ
- 竹内洋 2003 教養主義の没落 変わりゆくエリート学生文化 中公新書
- 吉田敦彦 1999 ホリスティック教育論—日本の動向と思想の地平— 日本評論社

(受稿:2006年8月14日 受理:2006年9月13日)

## 参考文献

- 安東由則編 2005 新堀通也の日本教育歴年史 1979—2004 北大路書房
- H.I.マルー 著 (横尾壮秀・飯尾都人・岩村清太訳 1985『古代教育分化史』 岩波書店)
- 医学書院販売部SP課 2006 看護学校便覧2005「課程別・都道府県〈学校数・学生数(定員・実数)〉一覧」 医学書院
- 看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針
- 看護師等の人材確保の促進に関する法律
- 喜多村和之 1990 大学淘汰の時代 消費社会の高等教育 中公新書
- 喜多村和之 2002 大学は生まれ変わるか 国際化する大学評価のなかで 中公新書
- 厚生労働省 2003 「看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会」報告書
- 小山真理子編 2000 看護教育講座2 看護教育のカリキュラム 医学書院
- 小山真理子編 2003 看護教育講座1 看護教育の原理と歴史 医学書院
- 見藤隆子 1993 学問としての看護 医学書院
- 村上洋一郎 1979 科学と日常性の文脈 海鳴社
- 日本ホリスティック教育協会編 2005 ホリスティック教育入門—復刻・増補版— せせらぎ出版
- 西部邁 1989 新学問論 講談社現代新書
- 大室律子 2003 看護系大学の今日までの歩み 大学化を促進した経緯を中心に 看護管理 Vol.13 No.7 医学書院
- 大森文子 2003 大森文子が見聞した看護の歴史 日本看護協会出版会
- 佐伯啓思 2006 学問の力 NTT出版
- 杉森みど里 1990 看護教育学 医学書院
- 杉田暉道・長門谷洋治・平尾真智子・石原明 2005 系統看護学講座別巻9 看護史 医学書院